

障がい者の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、令和7年6月1日現在における障がい者の任免状況を公表します。

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数(※1)	障がい者である職員の数(※2)	実雇用率	法定雇用率	不足数
560.5人	20.5人 (23人)	3.66%	2.8%	0人

障がいの種類別人数については、障がい者の種類、程度の区分ごとの職員数が少なく、特定の者が障がい者であることや障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

(※1) 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員の総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員の総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

職員数は、会計年度任用職員を含み、週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満である職員(「短時間勤務職員」という。)は1人の雇用をもって0.5人に相当するものとして算定しています。

週の所定勤務時間20時間未満の職員(「特定短時間勤務職員」という。)は「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」の算定対象外です。

(※2) 「障がい者である職員の数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、法律上、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1人を2人相当として算定し、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者である短時間勤務職員は、1人を0.5人相当として算定し、特定短時間勤務職員の精神障がい者については、「障がい者である職員の数」の算定対象職員となり、1人を0.5人相当として算出しています。なお()内は、実際に雇用している人数です。

特定短時間勤務職員は、「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」では、算定対象外職員ですが、「障がい者である職員の数」においては、精神障がい者に限り算定対象職員です。